

補足1 「醸造用玄米」について

支援対象は、農産物規格規程に定める醸造用玄米。

<具体例>

秋田酒こまち、美山錦、出羽燦々、夢の香、華吹雪、蔵の華、五百万石、吟ぎんが、出羽の里、ぎんおとめ、雪女神、福乃香、山酒4号、華想い、美郷錦、山田錦 など

当該都道府県の産地品種銘柄に限らないため、仮に、山田錦が産地品種銘柄になっていない県で、山田錦を生産した場合も支援対象となり得ます。

補足2 支援単価について

令和8～10年度の取組年数に応じ、「1年あたり1万円/10a×取組年数（最大3年間）」を、支援単価として令和8年度に一括で支援します。

<具体例>

農業者と酒蔵で令和8～10年度の3年間の取引契約を結び、
農業者が毎年200aの作付けに取り組む場合

$$\text{単価 } 3 \text{ 万円} / 10 \text{ a} \left(\leftarrow 1 \text{ 万円} / 10 \text{ a} \times 3 \text{ 年} \right) \times \text{面積 } 200 \text{ a} \\ = 60 \text{ 万円} \quad \leftarrow \text{令和8年度に一括で交付}$$

(注1) 複数年契約における各年産の取組面積は、必ずしも一定である必要はなく、年によって変動することも可能です。いずれの場合も、3年間の取組面積は単価3万円、2年間の取組面積は2万円、1年間の取組面積は1万円を令和8年度に一括で交付します。

(注2) 令和8年度に一括交付されるため、交付を受けた面積は酒造好適米生産に継続して取り組む必要があり、取組面積が一括交付時点から減少する場合は、交付金の返還が必要となるのでご留意ください。

補足3 実需者との事前契約について

- 契約書に盛り込む事項は以下のとおりです。
 - ①契約年月日 ②契約当事者双方の氏名 ③品目 ④契約年ごとの契約数量（又は面積）
 - ⑤契約期間（又は契約対象の農産物の生産年） ⑥価格決定の考え方 ※3年契約の場合
- 集荷業者を挟む場合は、生産者から実需者（酒蔵、酒造組合等）までの各段階における「契約書」の作成が必要となります。
- 要望調査（農水省々4/30）時点では、正式に契約締結している必要はなく、「契約を締結する計画書」でも可です。ただし、交付申請時点（6/30）までには契約締結が必要となります。